

石巻市監査委員告示第14号

平成21年12月1日付け石巻市監査委員告示第12号で公表した総務部の定期監査結果報告及び意見について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成21年12月24日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏

石巻市監査委員 高 橋 誠 志

石 総 第 3 1 9 号  
平成 2 1 年 1 2 月 1 4 日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一 殿  
石巻市監査委員 矢 川 昌 宏 殿  
石巻市監査委員 高 橋 誠 志 殿

石巻市長 亀 山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

平成 2 1 年 1 2 月 1 日付け石監第 2 7 号で指摘及び意見があったこのことについて、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定に基づき、次のとおり措置を講じたので通知します。

**1 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項**

監査結果（指摘事項）	措置（改善・検討）状況												
<p>(1) 総務課</p> <p><b>【行政財産目的外使用許可事務】</b></p> <p>行政財産目的外使用許可（石巻市（石総）指令第 1 号及び第 2 号）において、使用料の算定を誤り、次のとおり過少に徴収していた。行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例及び貸付料算定基準に基づき適正に算定されたい。</p> <p>（内容）</p> <p>(ア) 石巻市（石総）指令第 1 号</p> <table><tr><td>誤徴収額</td><td>1 9, 3 8 9 円</td></tr><tr><td>正徴収額</td><td>2 1, 8 3 1 円</td></tr><tr><td>過少徴収額</td><td>2, 4 4 2 円</td></tr></table> <p>(イ) 石巻市（石総）指令第 2 号</p> <table><tr><td>誤徴収額</td><td>3, 0 7 7 円</td></tr><tr><td>正徴収額</td><td>3, 4 6 5 円</td></tr><tr><td>過少徴収額</td><td>3 8 8 円</td></tr></table>	誤徴収額	1 9, 3 8 9 円	正徴収額	2 1, 8 3 1 円	過少徴収額	2, 4 4 2 円	誤徴収額	3, 0 7 7 円	正徴収額	3, 4 6 5 円	過少徴収額	3 8 8 円	<p>今回の指摘事項に対し、再発防止策として措置した内容は次のとおりです。</p> <p>今回の算定誤りは、2 1 年度事務において算定した額が、算定の基礎となる指数の選択及び消費税の加算をしていなかったこと等、これまでの事務を踏襲し、事務処理を行ったことにより同じ誤りをしたものです。今回判明した不足分については、平成 2 1 年 1 2 月 1 0 日付けで納入通知書を発送しております。</p> <p>今後の事務処理に当たっては、条例及び算定基準をその都度確認し、その規定に基づいて事務処理を行うとともに、複数の職員で確認し、事務処理チェック機能が適正に働くよう徹底します。</p>
誤徴収額	1 9, 3 8 9 円												
正徴収額	2 1, 8 3 1 円												
過少徴収額	2, 4 4 2 円												
誤徴収額	3, 0 7 7 円												
正徴収額	3, 4 6 5 円												
過少徴収額	3 8 8 円												

<p>(2) 納税課</p> <p><b>【補助金交付事務】</b></p> <p>石巻市納税貯蓄組合納付事務補助金交付事務において、次のとおり不適正な事務処理が見られたので、今後は当該補助金の必要性及び妥当性等を再検討するとともに、現在の規則等と現実の運用との間に乖離があるものであれば規則を見直すなど、関係法令の遵守に心がけ、補助金の交付の適正化に努められたい。</p> <p>ア 交付決定伺において、根拠法令の記載漏れ、交付目的及び補助金額の積算方法が不明確であった。</p> <p>イ 交付決定伺により交付決定した補助金交付額と、交付決定通知に記載されている補助金交付額とに相違がある。</p> <p>ウ 交付先の全組合に対して同じ指令番号により通知していた。また、契印の押印もなかった。</p> <p>エ 交付決定通知書の他に一般文書でも通知しており、交付決定通知が2種類存在しているような誤解を与える内容となっていた。</p> <p>オ 当該補助金は前年度に各納税貯蓄組合で要した事務費に対する確定補助金であるので、交付決定と同時に額の確定をする旨の内容を交付決定通知に記載することが必要である。なお、交付条件2の事業報告書及び決算書の提出義務については、申請時に決算報告書が提出されていることから、条件から削除すべきである。</p> <p>カ 申請書及び決算報告書の内容について審査した形跡がなかった。</p> <p>キ 石巻市納税貯蓄組合補助金の交付等に関する規則第6条第1項第2号の規定（交付申請の提出期限に関する規定（毎年4月30日まで））が遵守されていなかった。</p>	<p>交付事務に指摘のあった事務処理については次のとおりとし、運用と規則に乖離があるものについては、見直しとともに関係法令の遵守に努めます。</p> <p>ア 次年度より規則に基づいた事務処理を行うよう努めます。</p> <p>イ 次年度より適切な事務処理を行うよう努めます。</p> <p>ウ 次年度より規則に基づいた事務処理を行うよう努めます。</p> <p>エ 次年度より適切な様式に改めます。</p> <p>オ 次年度より適切な事務処理を行うよう努めます。</p> <p>カ 次年度より審査の徹底に努めます。</p> <p>キ 次年度より規則に基づいた適切な事務処理を行うよう努めます。</p>
--	---

<p>ク 交付申請書は、納税貯蓄組合補助金の交付等に関する規則に様式として規定されているが、補助金交付申請額を記載する項目が欠落している。</p> <p>ケ 石巻市納税貯蓄組合連合会に対する各納税貯蓄組合からの負担金について、当市が交付する補助金から連合会長が控除する旨の委任状を徴しているが、当該負担金は当市と組合の間の債権債務ではないことから、当該負担金を補助金から控除することの必然性は認められない。</p>	<p>ク 次年度より規則の様式を見直します。</p> <p>ケ 次年度より様式を改めるとともに、適切な事務処理を行うよう努めます。</p>
---	---

## 2 平成19年度監査時に指導をしたにもかかわらず改善が見られない事項

監査結果（指摘事項）	措置（改善・検討）状況
<p>(1)総務課</p> <p><b>【収入事務】</b></p> <p>調定を遅延しているものが複数見受けられた。</p>	<p>指令を発した日付で調定すべきことの認識がなかったことによる遅延であったため、今後は遅延せず適切な調定を行い、担当がかわった場合にも同様の誤りがないうよう引継ぎを確実にを行うこととします。</p>
<p>(2)人事課</p> <p><b>【契約事務】</b></p> <p>契約関係書類において、予定価格調書が作成されていなかった。</p> <p><b>【団体事務】</b></p> <p>石巻市役所退職者親睦会及び宮城県市町村職員年金者連盟石巻支部に係る経理において、前年度繰越金の収入調書を作成していなかった。</p>	<p>ご指摘のありましたことにつきましては、安易に前例に倣い処理したために発生したものであります。</p> <p>今後は、契約事務を適正に行うため、担当職員のみではなく所属職員それぞれが、基本に立ち返り関係規程や契約事務に関する通知などを理解し、相互のチェックできる体制を作り、適切な事務処理に努めてまいります。</p> <p>ご指摘のありましたことにつきましては、早速、収入調書を作成いたしました。</p> <p>また、今後このような遺漏が発生しないように、事務処理手順を定め、適切な事務処理に努めてまいります。</p>
<p>(3)管財課</p> <p><b>【契約事務】</b></p> <p>請負業者が消費税法に規定する免税業者であるにもかかわらず、契約書に「取引に係る消費税及び地方消費税の額」と記載していた。</p>	<p>「各種契約事務取扱い通知」の内容を徹底するよう課内各グループに指示し、今後、このようなことのないよう適正な事務処理に努めて参りたい。</p>

<p>(4)防災対策課</p> <p><b>【団体事務】</b></p> <p>(ア)石巻交通安全母の会連合会、石巻市交通安全都市推進協議会及び同協議会石巻支部に係る経理において、郵便切手代等の支払を立替払していた。</p> <p>(イ)石巻交通安全母の会連合会及び石巻市防火クラブ連絡協議会に係る経理において、団体事務の書類と市としての所掌事務の書類が同一簿冊に編てつされているなど、事務処理が混同していた。</p>	<p>(ア)支出何決裁後に必ず支出することに徹底し、支出伺、預金通帳、領収書月日に不整合がないようチェック体制を強化いたします。</p> <p>(イ)市と団体の書類は区別して混同しないように編てつし直いたしました。</p>
<p>(5)蛇田支所</p> <p><b>【契約事務】</b></p> <p>契約関係書類において、予定価格調書が作成されていないかった。</p>	<p>今後は、契約事務を適正に行うため、担当職員のみではなく所属職員がそれぞれ基本に立ち返り関係規程や契約事務に関する通知などを理解し、相互のチェックができる体制を作り、適切な事務処理に努めてまいります。</p>

### 3 監査結果報告に添える意見

意見の内容	措置（改善・検討）状況
<p><b>【行政財産目的外使用料等について】</b></p> <p>平成20、21年度に実施した定期監査において、行政財産目的外使用料の算定誤りが複数の課で見受けられた。</p> <p>主な算定誤りの例としては、改正前の旧算定率を誤適用したもの、使用期間が1年に満たない場合の月割り計算を誤ったもの、消費税及び地方消費税の加算を怠ったものが挙げられる。これらは、起案者が算定方法を正しく認識していなかったことに起因するものであるが、決裁時におけるチェック機能が十分に発揮されなかったことも誤りを防げなかった大きな要因である。</p> <p>これらの算定誤りを防止するとともに、事前に誤りを発見できるような対策として、使用料を算定する際の計算シートを全庁統一様式で作成するほか、算出過程を網羅したチェックシートを作成し、起案者以外の者による確認を徹底させるなど、再発防止について即効性のある対策を講じられたい。</p> <p>また、行政財産目的外使用料に付随する加算料及び普通財産貸付料の算定についても、同様に検討されたい。（管財課）</p>	<p>各課における行政財産目的外使用料、普通財産貸付料及び加算料の算定期限に合わせ、平成22年2月頃に算定計算に係る基本シートを管財課より周知することとしたい。</p>